

別府市公共交通活性化協議会事務処理規程

制定 平成27年2月18日

(趣旨)

第1条 この規程は、別府市公共交通活性化協議会事務局規程第5条及び財務規程第11条に基づき、別府市公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

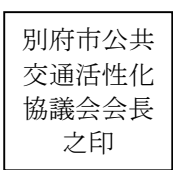
(文書の取扱)

第2条 協議会が取得する文書には文書番号を、発送する文書には記号及び文書番号を付さなければならない。

- 2 記号は、「別公協」とする。
- 3 文書番号は、年度による一連の番号とし、文書收受・発送簿（様式第1号）により管理する。
- 4 協議会が取得し、又は作成する文書は、事務局において管理する。

(公印)

第3条 協議会の公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、次のとおりとする。

名称	形状	書体	寸法	用途	個数	管理者
別府市公共交通活性化協議会会長之印		てん書	20 mm×20 mm	会長名をもって発する文書	1	事務局長

- 2 協議会の公印の保管、取扱等については、別府市における公印の保管、取扱等の例による。

(協議会委員及び臨時委員への報酬)

第4条 協議会委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）の報酬は日額4,900円とする。ただし、次に掲げる委員等については、これを支給しないものとする。

- (1) 国、県及び市の職員
- (2) 前号に定めるもののほか、申し出のあった委員等

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年2月18日から施行する。